

1 幕末および明治中期における日本プロテスタント・ミッションの医療伝道について

高安伸子

日本におけるプロテスタント諸教会の医療による伝道は、一八六一（文久元）年米国長老教会所属宣教医のJ・C・ヘボンが横浜・宗興寺に開設した診療所に始まる。ヘボンの医療伝道開始以来、多数の宣教医が来日し日本各地において医療を通じてのキリスト教伝道を行った。それらの来日宣教医に関する研究は、長門谷洋治の報告に詳しい。今回の報告は、幕末から明治中期までの日本におけるプロテスタント諸教会の医療伝道活動の推移、特に治療代金を徴収したかどうかという点について注目し、考察を加えたものである。

一般にキリスト教会の伝道を目的とした医療事業とい

うと診療所、つまり無料で治療を行う診療所を思い浮かべることが多い。実際に日本において最初に医療伝道を行ったヘボンの場合、文久元年の宗興寺での診療所開始から一八七六（明治九）年の閉鎖まで、診療所では患者からは診察料・薬代を徴収せず、まったくの診療であった。これらの診療所にかかる費用は米国長老教会本部、ヘボンの私財およびヘボンの活動を支持する友人・知人らの寄付によって賄われていたことが『ヘボン書簡集』などから明らかになっている。

ヘボンの次に来日し、宣教医師として活動を行ったのが、一八七二（明治五）年に来日したアメリカン・ボード所属のJ・C・ベリーで、彼は来日してすぐに神戸に恵濟院という診療所を開いた。アメリカン・ボードの医療事業についてはG・F・フルベッキ著『日本プロテスタント伝道史』の中に、アメリカン・ボードの一八八二年の報告として、「患者は普通薬代を支払い、小さな病院の臨時費は日本人の側で負担するので、この事業は大部分自給している」という記述が見られる。

ベリーの次に確実に医療事業を行った宣教医は米国監

督教会所属で一八七三（明治六）年に来日したヘンリー・ラニングである。ラニングは来日した年の九月に大阪で聖バルナバ病院を開設、診察を開始した。長門谷の報告では、一八八四（明治十七）年の聖バルナバ病院で、入院患者のうち三名から半額の治療費を徴収していたという。

一八八七（明治二十）年頃の京都同志社病院規則には、会計に関する条項がいくつ含まれている。その規則の会計吏の条項では、会計吏は患者に入院料を示し、毎月もしくは退院する時に入院料を受け取ること、外来患者診療所では看護婦の動作に注意を加え、婦人病、眼病などの試験費用あるいは眼簾等を附与するときは実費を払わしむることに注意すること、などが任務とされる。さらに患者行状規則においては次のような項目が含まれていた。「第七項 施療患者ニシテ労作ニ堪ル者ハ保母或ハ「レジデント」医ノ命スル職務ヲ務ムヘシ」とされている。この他にも外来患者診察局規則として「…正直ナル貧者ハハ施薬スルコトアルヘシ診察料ハ随意ニシテ定限ナシ而シテ此ノ診察料ハ病院ノ慈善費用ニ使用ス」…

診察料ヲ払ハント欲スル者ハ左ノ割合ヲ以テ往診料トナスヘシ一里以内ハ二円一里ヲ増ス毎二一円ヲ増加ス夜間九時ヨリ午前七時迄ノ往診ハ其ノ倍料ヲ払フ可シ貧者ハ往診料ヲ払フニ及ハス」という項目がある。

以上述べたように開国直後の日本でのヘボン施療所の運営方法から、明治中期におけるアメリカン・ボードの医療事業の運営方式とは明らかな差異が生じている。この差異は私見であるが、一八七三年の切支丹禁制の高札が撤去されたことに起因するよう思われる。禁制の時代は医療そのものが神の福音を伝える手立てであったが、禁制が一応解けたということで、本来の言葉による伝道が主流になり、多額の資金が必要である医療活動が衰退していったのではないだろうか。差異の理由については、プロテスタント・ミッションの行った施療活動の実際を多数、把握していくことが重要であり、今後も調査・考察を進めていきたい。

（順天堂大学医学部医史学研究室）